

「包装容器」事件（特許権侵害差止等請求事件）	
事件の表示	令和4年（ワ）第2049号 判決日：令和5年7月6日 担当部：東京地方裁判所民事第47部
判決	請求棄却（非侵害）
参照条文	特許法70条1項、2項
キーワード	技術的範囲への属否

1. 事案の概要

本件は、「包装容器」に関する発明についての特許第5235041号（以下「本件特許」）に係る特許権（以下「本件特許権」）を有する原告が、被告の販売する製品（以下「被告製品」）は本件特許に係る発明の技術的範囲に属し、その販売又は販売の申出は本件特許権を侵害する行為であると主張して、本件特許権に基づき被告製品の譲渡等の差止め及び廃棄を求めると共に、本件特許権侵害の不法行為に基づき損害賠償を請求したが、非侵害と判断され請求棄却された事案である。

以下では、被告製品が本件特許の請求項1に係る発明（以下「本件発明1」）の技術的範囲に属するか否かが争われた点について解説する。

※ 以下、下線の強調は筆者が付したものである。

2. 本件発明の内容

2.1 明細書

【技術分野】

【0001】

本発明は、食品が食される際に用いられる包装容器に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、例えば油で揚げた細切りのジャガイモやスナック菓子などの一口サイズの食品が、ファーストフードやコンビニエンスストアなどで販売され、または食される際に用いられる包装容器として、下記特許文献1に記載の折畳式コップ型容器が提案されている。

【0003】

この折畳式コップ型容器は手のひらに納まる程度の大きさであり、底部に取り付けられた安定補助板により支えられてテーブルなどの上に立たせられる。

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、折畳式コップ型容器は、安定補助板が例えば紙や合成樹脂などから形成され、後から容器本体に取り付けられる構成である。したがって、製造工程において安定補助板

を取り付ける必要があるため、成形が簡便でない。

【0006】

本発明は、上記の実情に鑑みて提案されたものである。すなわち、成形が簡便な自立型の包装容器の提供を目的とする。

【発明の効果】

【0013】

本発明に係る包装容器は上記した構成である。この構成によれば、包装容器を自立させる自立片が底面片に連なっているため、一体的な成形が簡便である。

2. 2 特許請求の範囲

【請求項1】

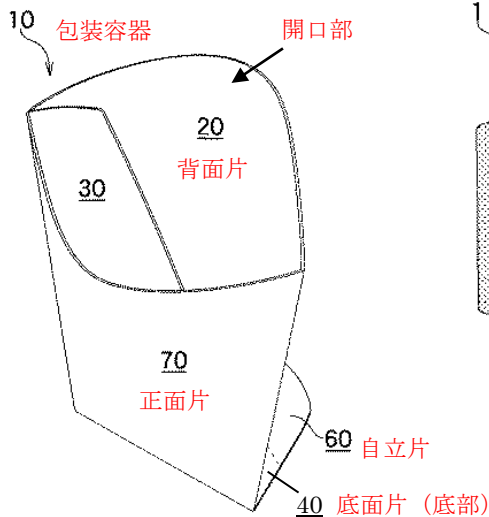
A：1枚の包装紙が開口部と底部とを有する筒状に折られ、この筒状の奥行きよりも幅の方向が広く形成された包装容器であって、

B：前記包装容器を容器として形成した状態において、前記底部を形成する底面片と同一面に連なる自立片が載置面に沿って前記奥行の方向に突出し、前記自立片によって前記載置面に自立させられる、

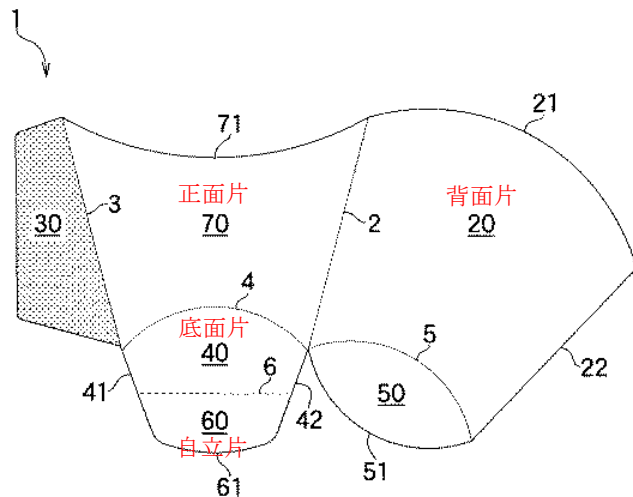
C：ことを特徴とする包装容器。

2. 3 図面

【図8】



【図9】



3. 被告製品

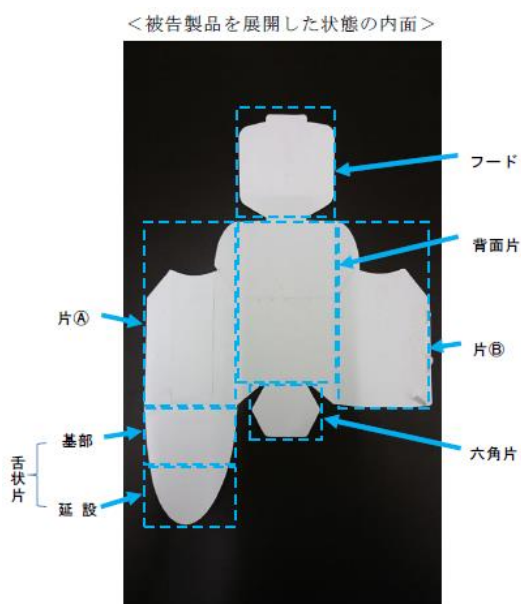
3. 1 原告の主張

- a : 1 枚の包装紙が上側開口端部と下側閉口端部とを有する筒状に折られ、この筒状の奥行きよりも幅の方向が広く形成された包装容器である。
- b : 筒状部分の下側端部に六角片及び舌状片（基部と延設部）を有している。容器として形成した状態において、六角片と舌状片は、それぞれ内側に折り込まれて、略弧状に湾曲した状態となり、筒状部分の下端の強度を補強している。また、容器として形成した状態において、舌状片は弧状に湾曲した状態で片④に連なっており、載置面に沿って背面側に突出し、載置面に置くと、舌状片（延設部）によって、被告製品は、載置面に背面方向に斜めに自立する。
- c : 包装容器である。

3. 2 被告の主張

- a' : 1 枚の包装紙が上側開口端部と下側閉口端部とを有する筒状に折られ、この筒状の奥行きよりも幅の方向が広く形成された包装容器である。
- b' : 筒状部分の下側端部に六角片及び舌状片を有している。容器として形成した状態において、六角片と舌状片は、それぞれ内側に折り込まれて、略弧状に湾曲した状態となる。また、容器として形成した状態において、舌状片は弧状に湾曲した状態で片④に連なっており、載置面に沿って背面側に突出し、載置面に置くと、舌状片によって、被告製品は、載置面に背面方向に斜めに自立する。
- c' : 包装容器である。

3. 3 参考図



4. 裁判所の判断

ア 「底部」、「底面片」及び「自立片」の意義

(ア) 特許請求の範囲の記載

本件特許に係る特許請求の範囲請求項 1 の記載によれば、「底部」とは、1 枚の包装紙が筒状に折られて形成される「包装容器」において、その「筒状」とされる部分が開口部と共に有するものである（構成要件 A）。また、「底面片」は、「前記包装容器を容器として形成した状態において、前記底部を形成する」ものである（構成要件 B）。さらに、「自立片」は、この「底面片と同一面に連なる」ものであると共に、「載置面に沿って前記奥行の方向に突出」するものであり、「包装容器」を「前記載置面に自立させ」る機能を有するものである（構成要件 B）。

「底部」とは「底」となる部分を意味するところ、「底」とは、「①凹んだものや容器の下の所。」「②物体の下面。底面。また、集積したものの下層部。」等の意味を有する（乙 1）。そうすると、本件発明 1 における「底部」は、「包装容器」の筒状部分が開口部と共に有するものであり、筒状の構造部分の「下の所」すなわち底に当たる部分を意味するものと理解される。また、筒状の構造部分が「容器」（物を入れるうつわ。入れ物）として機能するものである以上、その「底部」は、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと理解される。

そうすると、「底面片」は、このような「底部」を形成するものであるから、本件発明 1 の包装容器を容器として形成した状態において、筒状の包装容器の下側を塞ぐ部材を意味するものと理解される。また、「自立片」は、このような「底面片」と「同一面に連なる」ものであり、かつ、「載置面に沿って前記奥行の方向に突出」し、「包装容器」を「前記載置面に自立させ」る機能を有するものということになる。

(イ) 本件明細書の記載

本件明細書記載の本件発明 1 に係る第一実施形態において、底部 9 は、筒状の包囲部 7、包囲部 7 の上端である開口部 8 と共に包装容器 10 を構成し、包囲部 7 の下端をなすものである（【0019】）。また、底部 9 は、底面片 40 と内側底面片 50 とが折り重ねられて形成され、底面片 40 は、自立片 60 が同一面に連ねられて載置面に沿って奥行方向に突出している（【0019】、【0021】、【0026】）。さらに、内側底面片 50 と底面片 40 は、包囲部 7 を筒状に維持したまま内側底面片 50 を内側底面折り目 5 で山折りした後、底面片 40 を底面折り目 4 で山折りして内側底面片 50 に折り重ねることで包囲部 7 の下端を塞ぎ、これによって底部 9 を形成する（【0030】）。他方、自立片は、底面片 40 の先端に連ねられており（【0021】）、底面片 40 と同一平面上で、奥行方向に突出している（【0030】）。このように、奥行の方向に突出した自立片 60 によって、包装容器 10 は傾斜した状態で支えられる（【0031】）。

そうすると、本件明細書の記載からも、「底部」は、包装容器の筒状部分である包囲部の下端にあって、上端の開口部と共に包装容器を構成するものであり、容器として機能する筒状の構造部分の底に当たる部分であって、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を

指すものと理解される。また、「底面片」は、このような「底部」を形成するものであり、包装容器を容器として形成した状態において、筒状の包装容器の下側を塞ぐ部材を意味するものと理解される。他方、「自立片」は、このような「底面片」と同一面に連なるものであり、かつ、載置面に沿って前記奥行の方向に突出し、包装容器を前記載置面に自立させる機能を有するものということになる。

(ウ) 小括

このような特許請求の範囲及び本件明細書の記載によれば、本件発明 1 の「底部」は、「包装容器」の筒状部分が開口部と共に有するものであり、「容器」として機能する筒状の構造部分の底に当たる部分であって、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと理解される。また、「底面片」は、このような「底部」を形成するものであり、包装容器を容器として形成した状態において、筒状の包装容器の下側を塞ぐ部材を意味するものと理解される。さらに、「自立片」は、このような「底面片」と同一面に連なるものであり、かつ、載置面に沿って前記奥行の方向に突出し、包装容器を前記載置面に自立させる機能を有するものということになる。

イ 被告製品の構成要件充足性

(ア) 被告製品においては、背面片が片④側に折られて筒状に形成される（構成 e-1、e'-1）。その際、背面片の下端に連ねられた六角片（構成 d-3、d'-3）は、筒状部分下端から内側に折り込まれ、この折り込まれた六角片は、筒状部分内部に収められる内容物の下部に位置し、筒状部分の下端から内容物が落下するのを防止している（構成 e-2、e'-2）。このため、被告製品の六角片は、本件発明 1 の「底部を形成する底面片」に相当するものといえる。

(イ) 被告製品の舌状片は、片④の下端に連ねられた部材であり（構成 d-4、d'-4）、筒状部分の下端（六角片の接続箇所の反対側）から内側に折り込まれ（構成 e-3、e'-3）、容器として形成した状態において、六角片と共に、略弧状に湾曲した状態となり、片④に連なって、載置面に沿って背面側に突出し、載置面に置くと、舌状片によって、被告製品は、載置面に背面方向に斜めに自立する（同 b、b'）。このため、被告製品の舌状片は、本件発明 1 の「自立片」に相当するものといえる。

他方、筒状部分の下端から内側に折り込まれた六角片と舌状片とは接触しておらず、両者の間には隙間がある（同 e-4、e'-4）。このことと、被告製品の筒状部分の下端から内容物が落下するのを防止する機能を果たしているのは六角片であることを併せ考えると、舌状片は、筒状部分の下側を塞いでいるとはいえず、「底部を形成する底面片」に相当するものとはいえない。

(ウ) 六角片と舌状片とは、六角片は背面片の下端に連ねられているのに対し、舌状片は片④の下端に連ねられており、同一面に連なるものとはいえない。

したがって、被告製品は、「底部を形成する底面片と同一面に連なる自立片」（構成要件

B) を充足しないから、本件発明 1 の技術的範囲に属しない。

ウ 原告の主張について

これに対し、原告は、「底部」は容器の内側から見た下の部分や内容物に接する部分のみを意味するのではなく、容器全体から見た下の部分、すなわち、筒状部分の下端を意味し、そのような「底部」を形づくり、「底部」の形状保持機能を担っていれば「底部を形成する底面片」であるといえるところ、被告製品の舌状片は、六角片と共に、折り込まれることによって、被告製品の筒状部分の下側端部の形状保持機能を担っており、また、筒状の下端（筒状の容器の内容物の落下経路）に立ちはだかる状態となるのであるから、「筒状の下端」を「塞」ぐものといえるなどと主張する。

しかし、「底部」の形状保持機能については、本件特許に係る特許請求の範囲にも本件明細書にもこれに関する記載は見当たらず、これを示唆する記載もない。そうである以上、「底部を形成する底面片」を定めるにあたり、底部の形状保持機能を考慮すべきとはいえない。また、本件発明 1 の「底部」は包装容器の「筒状」部分が有するものであるところ、被告製品の舌状片は、上記のとおり、筒状部分の下側を塞いでいるものとはいえない。内容物の落下防止という観点から舌状片が「底部を形成する底面片」といえないことも、上記のとおりである。

その他原告が縷々指摘する事情を考慮しても、この点に関する原告の主張は採用できない。

5. コメント

請求棄却とはなったが、原告の主張にも一定の理解を示すことはできる。具体的には、「底部」は容器の内側から見た下の部分や内容物に接する部分のみを意味するのではなく、容器全体から見た下の部分、すなわち、筒状部分の下端を意味する」という原告の主張は違和感なく受け入れられる。しかしながら、これに続く、「底部」の形状保持機能を担っていれば「底部を形成する底面片」であるといえる」という主張は、「形状保持機能」という文言が唐突に登場するため、何を意味するのか理解し難い。

裁判所でも、特許請求の範囲や明細書に形状保持機能に関する記載がないことから、形状保持機能に関する原告の主張は認められず、「底部」は筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと判断された。その結果、被告製品においては六角片が「底部を形成する底面片」に相当し、舌状片は「底部を形成する底面片」ではないと認定された。

被告製品を知った上での一案としては、現状の請求項 1 のままでも、明細書に「底部とは、容器全体から見た下の部分を意味し、複数の底面片によって構成されてもよい。この場合、容器として形成した状態において、複数の底面片の間に隙間が存在してもよい。自立片は、複数の底面片のうち、何れかの底面片と同一面に連なっていればよい。」という記載があれば、被告製品も本件発明 1 の技術的範囲に含めることができたのではないかと

考える。

しかしながら、実際には被告製品を知らない出願時に上述のような記載に思い至ることは困難と思われる。どのような変形例が考えられるか、競合他社ならどんな逃げ方を考え得るか、といった検討を出願時にしっかり行うことの重要性を再認識させられる判例であった。

以上